別記様式(第4条関係)

12センチメートル

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 第　　　号  三股町空き缶等散乱防止条例第10条第2項の規定により立入調査等を行う職員の身分証明書 | | | |  |
|  |  | 3センチメートル | 職　　名 | 8 |
| 4 | 写　　　　　　　真 | 氏　　名  　　　　年　　月　　日　生  　　　　年　　月　　日交付  三股町長　　　　　　　　　印 | センチメートル |
| センチメートル |
|  |  | | |  |

（裏面）

|  |
| --- |
| 三股町空き缶等散乱防止条例に係る条例抜粋  (立入調査)  第10条　町は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に事業者の店舗、自動販売機の設置されている土地その他必要な場所に立ち入り、必要な調査をさせることができる。  2　前項の規定により、立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。  3　第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 |